

中東情勢影響調査業務委託 業務仕様書

1 目的

現在中東情勢の変化により、原材価格の高騰、ナフサ不足、エネルギー価格の高騰など、日本経済において、様々な影響が出ています。今後、県内中小企業・小規模企業等においては、企業の存続にかかわる大きな影響となることが想定され、地域の経済と雇用を守るために県内中小企業・小規模企業等への適切な支援が必要不可欠です。

このため、県内中小企業・小規模企業等に対してヒアリング等による調査を行うことで、地域経済全体における影響の現状と課題を把握し、今後の対策につなげます。

2 業務名称

中東情勢影響調査業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

委託業務の内容は次の各項目のとおり。本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

ア 文献調査

中東情勢等の影響に関する政府や経済団体等による公表資料や、参考文献等を収集・調査し、支援策検討に必要な情報を整理すること。

イ ヒアリング調査

県内中小企業・小規模企業等100社について、中東情勢による影響ヒアリング調査を行うこと。ヒアリングの方法は対面（オンラインでも可）を原則とする。

調査先については、別添1のと通りの業種及び地域の内訳で企業を抽出するものとする。なお、県が提供する企業のリストから抽出することも可とする。

調査項目については、①現在生じている影響、②想定される今後のリスク、③今後の対応策、④国や県に望む施策、⑤その他必要な事項とする。

ヒアリング結果については、Excelに調査先（企業名、業種、資本金、従業員数、対応者の氏名・役職、電話番号、住所等）、調査日、上記調査項目に対する回答、その他必要な事項を記載するものとし、県の求めに応じて、メールにて月に1回程度提出すること。なお、ヒアリング調査結果については、県にて実施する会議の資料とすることから、県との協議により必要な加工を行うこと。

なお、令和8年9月上旬までに10社以上、令和8年12月末までに合計100社の上記Excelによる調査結果を県に提出するものとする。ただし、ヒアリング調査結果の報告時期、件数については、今後の中東情勢の変化に応じて県と協議を行うものとする。

また、ヒアリングを行った企業のうち、調査の参考となる企業を少なくとも10社抽出し、ヒアリング調査から数か月後（時期は県と協議）をめぐり、再度フォローアップのヒアリング調査（2回目）を行うこと。

なお、ヒアリング調査（2回目）の実施時期、件数については、今後の中東情勢の変化に応じて県と協議を行うものとする。

ウ 調査結果の分析

上記ア、イによる調査の結果を分析し、中東情勢による県内中小企業・小規模企業等への影響と課題を整理すること。また、その課題に対して必要な対策や今後の見通しについて分析し、令和9年1月初旬ごろから2月19日までの県が定める期日までに報告すること。なお、県との協議のうえ、必要に応じて中間報告を行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は、次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

- a 「4（1）業務内容」の実施内容
- b 上記の他、三重県が指示したもの

イ 提出期限

履行期限である令和9年2月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班

担当：東爪、吉川

電話：059-224-2534 電子メール：chusho@pref.mie.lg.jp

○内訳基準

(業種内訳)

業種	調査数	業種	調査数
農業, 林業, 漁業	4	不動産業, 物品賃貸業	6
建設業	10	宿泊業, 飲食サービス業	12
製造業	11	生活関連サービス業, 娯楽業	9
情報通信業	1	医療・福祉	8
運輸業, 郵便業	3	サービス業(その他)	10
卸売業, 小売業	26	合計	100

(地域内訳)

地域	調査数全体に占める割合
北勢	4割程度
中南勢	3割程度
伊賀	1割程度
伊勢志摩	1.5割程度
東紀州	0.5割程度

※北勢（四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡）、中南勢（津市、松阪市、多気郡）、伊賀（名張市、伊賀市）、伊勢志摩（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）、東紀州（尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡）を指す。

業種、地域内訳については、上記基準のとおりとするが、最終的な決定は県と協議とする。